

大津市農作物被害防止対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業協同組合又は営農集団が実施する農作物の被害の防止対策に要する経費に対して予算の範囲内で補助し、もって農作物の生産性及び品質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による農作物被害防止対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができるものは、農業協同組合又はその他の農業者が組織する団体（以下「営農団体」という。）とする。ただし、営農集団は、次の要件を備えるものに限る。

- (1) 代表者の定めのあること。
- (2) 組織及び運営に関する規約が定められていること。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請書)

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市農作物被害防止対策事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業費見積書
- (3) 構成員の氏名、住所の一覧（営農集団に限る。）
- (4) 組織の定款、規約等（営農集団に限る。）
- (5) 事業施行図その他申請内容を把握するために必要な書類

(決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市農作物被害防止対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市農作物被害防止対策事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第6条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市農作物被害防止対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市農作物被害防止対策事業補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業の内容の変更等の承認申請書)

第7条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市農作物被害防止対策事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市農作物被害防止対策事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の変更承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更後の実施計画書
- (2) 変更後の事業費見積書
- (3) 変更後の事業施行図その他申請内容を把握するために必要な関係書類

(承認通知書等)

第8条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市農作物被害防止対策事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは大津市農作物被害防止対策事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は大津市農作物被害防止対策事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市農作物被害防止対策事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市農作物被害防止対策事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 請求書、完了届
- (3) 領収書等(明細を記したものを含む。)の写し
- (4) 作業日誌、使用資材の購入伝票、写真、パンフレット等の作業実施を裏付ける書類

(確定通知書)

第10条 規則第15条の規定による通知は、大津市農作物被害防止対策事業補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第11条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は大津市農作物被害防止対策事業補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第12条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市農作物被害防止対策事業補助金交付請求書(様式第15号)とする。

2 前項の交付請求書には、次の各号のいずれかの書類を添付しなければならない。

- (1) 一括請求明細書
- (2) 分割請求明細書

(取消通知書)

第13条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市農作物被害防止対策事業補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第14条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市農作物被害防止対策事業補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第15条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後10年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他必要な書類を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	補助事業	補助対象経費	補助金の額
水稲病虫害防除事業	水稲の病虫害を防除するために、広域一斉農薬散布を行う事業	補助対象事業の実施に要する経費のうち市長が必要と認めたもの	補助対象経費の5分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
水田麦・大豆病虫害防除事業	水田麦・大豆の病虫害を防除するために、広域一斉農薬散布を行う事業（事業実施年度において水田に1ヘクタール以上連担して作付けされている麦・大豆に対し、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所農産普及課の普及指導員又はレーク大津農業協同組合の営農指導員の指導の下、麦・大豆栽培指針に基づき適期に適正に行われるものに限る。）	補助対象事業の実施に要する経費のうち市長が必要と認めたもの	補助対象経費の100分の15以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
農作物獣害防止対策事業	<p>サル・イノシシ・ニホンジカ等による農作物被害を防止するために、営農団体が共同して一斉に実施する事業であって、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 次のアからウまでに掲げる事業のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア サル用電気柵（他の防止技術と組み合わせ不可）、ニホンジカ用防除網、イノシシ・サル・ニホンジカ用電気柵（電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に定める基準に適合するものに限る。）、ニホンジカ用フェンス、イノシシ用フェンス（トタン板を除く。）又は滋賀県農業技術振興センターが開発した簡易防護柵を設置する事業（耐用年数がおおむね14年以上であるものを設置する事業に限る。）</p> <p>イ 設置から14年以上経過している既設のニホンジカ用フェンス又はイノシシ用フェンスを補強する事業（既設のフェンスが多重種対応の場合は電気柵の補強を含み、補強により5年以上使用期間が延長できるものに限る。）。ただし、設置から14年未満であっても、災害等緊急に対応する必要があるものであって、1か所の事業費が13万円以上であり、かつ、他の補助事業の対象とならないものは、補助対象とする。</p> <p>ウ 接近警報システムを導入する事業（耐用年数がおおむね5年以上（発信機にあつては、2年以上）であるものを導入する事業に限る。）</p> <p>(2) 1の防護柵（電気柵、防除網、フェンス又は簡易防護柵をいう。以下同じ。）につき、受益戸数が2戸以上、</p>	補助対象事業の実施に要する経費（防護柵の設置及び指導に係る経費並びに既設の柵等の撤去費用を除く。）のうち市長が必要と認めたもの	<p>補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、補助単価は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。</p> <p>(1) 防護柵の導入に関する事業 次のアからカまでに掲げる区分に応じ、当該アからカまでに定める額。ただし、電気柵（サル用電気柵を除く。）とフェンスを組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの補助単価を足し合わせた合計額を補助単価の上限額とする。</p> <p>ア サル用電気柵 1メートルにつき 2,500円</p> <p>イ ニホンジカ用防除網 1メートルにつき 1,000円</p> <p>ウ イノシシ・サル・ニホンジカ用電気柵 1段当たり1メートルにつき 134円</p> <p>エ ニホンジカ用フェンス 1メートルにつき 2,250円</p> <p>オ イノシシ用フェンス 1メートルにつき 1,550円</p> <p>カ 簡易防護柵 1メートルにつき 2,100円</p> <p>(2) 既設のニホンジカ用フェンス又はイノシシ用フェンスを補強する事業（請負施工の場合に限る。） ニホンジカ用フェンスにあつては1メートルにつき 5,865円、イノシシ用フェンスにあつては1メートルにつき 4,223円。ただし、電気柵と組み合わせた複合柵である場合は、1段当たり1メートルにつき 350円以内の額を足し合わせた合計額とする。</p> <p>(3) 既設のニホンジカ用フェンス又はイノシシ用フェンスを補強する事業（自力施工の場合に限る。） ニホンジカ用フェンスにあつては1メートルにつき 2,322円、イノシシ用フェンスにあつては1メートルにつき 1,599円。ただし、電気柵と組み合わせた複合柵である場合は、1段当たり1メートルにつき 134円以内の額を足し合わせた合計額とする。</p> <p>(4) 接近警報システムを導入する事業 移動式のものにあつては1セットにつき 300,000円、固定式のものにあつては1セットにつき 1,200,000円</p>

	かつ、受益面積が50アール以上であること。		
--	-----------------------	--	--

様式第1号（第4条関係）

農作物被害防止対策事業補助金交付申請書

（宛先）

年 月 日

大津市長

申請者 住所

氏名

印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、農作物被害防止対策事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	農作物被害防止対策事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	金 円
交 付 申 請 金 額	金 円
補助事業の着手予定年月日 及 び 完 了 年 月 日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 事業実施計画書 (2) 事業費見積書 (3) 構成員の氏名、住所の一覧（営農集団に限る。） (4) 組織の定款、規約等（営農集団に限る。） (5) 事業施行図その他申請内容を把握するために必要な書類

様式第2号(第5条関係)

農作物被害防止対策事業補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付けで申請のあった農作物被害防止対策事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	農作物被害防止対策事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	金 円
交 付 条 件	1 この補助金は、大津市補助金等交付規則及び大津市農作物被害防止対策事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。 2 この補助金は交付対象以外に使用してはいけません。 3 この補助金に対する実績報告書を事業完了後速やかに提出してください。なお、事業内容に変更が生じた場合は、先に変更承認申請書を提出してください。 4 各項に違反した場合、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがあります。 5 この補助金の用途について、大津市監査委員の監査を受けることがあります。

注

- 1 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができます。
- 2 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号(第5条関係)

農作物被害防止対策事業補助金交付申請棄却(却下)決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付けで申請のあった農作物被害防止対策事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	農作物被害防止対策事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 額	金 円
交付しないことと決定した理由	

様式第4号(第6条関係)

農作物被害防止対策事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした農作物被害防止対策事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	農作物被害防止対策事業
交 付 決 定 金 額	金 円
取 消 金 額	金 円
取消後の交付決定金額	金 円
取消しをした理由	

様式第5号(第6条関係)

農作物被害防止対策事業補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした農作物被害防止対策事業補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	農作物被害防止対策事業
交 付 決 定 金 額	金 円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

様式第6号(第7条関係)

農作物被害防止対策補助事業変更承認申請書

(宛先) 年 月 日

大津市長

申請者 住所

氏名 印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった農作物被害防止対策補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	農作物被害防止対策事業
補助事業の変更の内容	補助事業の経費所要額 当初経費所要額 金 円 ① (補助対象金額 金 円) 変更後の経費所要額 金 円 ② 差引金額 (①-②) 金 円
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 変更後の実施計画書 (2) 変更後の事業費見積書 (3) 変更後の事業施行図その他申請内容を把握するために必要な関係書類

様式第7号(第7条関係)

農作物被害防止対策補助事業中止(廃止)承認申請書

(宛先) 年 月 日

大津市長

申請者 住所

氏名 印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった農作物被害防止対策補助事業の中止の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	農作物被害防止対策事業
中止(廃止)する理由	
中止(廃止)の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第8号(第8条関係)

農作物被害防止対策補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした農作物被害防止対策補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	農作物被害防止対策事業
承認した変更内容	補助事業の経費所要額 金 円 (変更内容)
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号(第8条関係)

農作物被害防止対策補助事業中止(廃止)承認決定通知書

大 第 号

年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした農作物被害防止対策補助事業の中止(廃止)について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	農作物被害防止対策事業
中止(廃止)の承認年月日	年 月 日

様式第10号(第8条関係)

農作物被害防止対策補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした農作物被害防止対策補助事業の変更について、次のとおり承認しないことを決定したので、大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	農作物被害防止対策事業
承認しないことと 決定した理由	

様式第 1 1 号(第 8 条関係)

農作物被害防止対策補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした農作物被害防止対策補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことを決定したので、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	農作物被害防止対策事業
承認しないことと 決定した理由	

様式第12号(第9条関係)

農作物被害防止対策補助事業実績報告書

(宛先) 年 月 日

大津市長

補助事業者 住所
氏名 印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった農作物被害防止対策補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度
補助事業の名称	農作物被害防止対策事業
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交付決定金額	金 円
補助金の既交付金額	金 円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	金 円 (金 円)
添付書類	(1) 事業実施報告書 (2) 請求書、完了届 (3) 領収書等(明細を記したものを含む。)の写し (4) 作業日誌、使用資材の購入伝票、写真、パンフレット等の作業実施を裏付ける書類

様式第13号(第10条関係)

農作物被害防止対策事業補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした農作物被害防止対策事業について、次のとおり農作物被害防止対策事業補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	農作物被害防止対策事業
交 付 決 定 金 額	金 円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	金 円 (金 円)
交 付 確 定 金 額	金 円

様式第14号(第11条関係)

農作物被害防止対策事業補助金交付請求書

(宛先)

年 月 日

大津市長

補助事業者 住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付大 第 号で交付の確定のあった農作物被害防止対策事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補助年度	年度		
補助事業の名称	農作物被害防止対策事業		
交付確定金額	金 円		
交付請求金額	金 円		
振 込 先 機 関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口座番号	普通・当座	
	口座名義		
添付書類			

様式第15号(第12条関係)

農作物被害防止対策事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所
氏名 印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付大 第 号で交付の確定のあった農作物被害防止対策事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前交付請求(一括・分割)します。

補助年度	年度	
補助事業の名称	農作物被害防止対策事業	
交付決定金額	金 円	
補助金を事前交付請求(一括・分割)請求する理由		
補助金の既交付金額	金 円	
交付請求金額	金 円	
振 金込 融先 機 関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号	普通・当座
	口座名義	
添付書類	一括請求明細書又は分割請求明細書	

様式第16号(第13条関係)

農作物被害防止対策事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした農作物被害防止対策事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	農作物被害防止対策事業
交付決定(確定)金額	金 円
取 消 金 額	金 円
取消後の交付決定 (確定)金額	金 円
取消しをした理由	

様式第17号(第14条関係)

農作物被害防止対策事業補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号での交付の決定をした農作物被害防止対策事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	金 円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日 まで
補 助 金 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	農作物被害防止対策事業
交 付 決 定 金 額	金 円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	金 円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	金 円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。